

船橋市生物多様性地域戦略策定支援業務委託に関するプロポーザル実施要領

1. 業務の目的

船橋市では、平成25・26年度の自然環境調査を経て、生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な事項を定めた生物多様性ふなばし戦略を平成28年度末に策定し、対象期間の中間年度にあたる令和3年度に一部改定を実施している。

本委託業務は、市内の自然環境調査を行い、市の貴重な自然または希少な保護すべき動植物や外来種等に関する自然環境状況を把握し、その結果等を基に、市民・事業者・学識経験者等の意見を踏まえ、(仮称)第2次生物多様性ふなばし戦略を策定することを目的とする。

2. 業務名等

- (1) 業務名 船橋市生物多様性地域戦略策定支援業務委託
- (2) 業務場所 千葉県船橋市湊町2-10-25 他
- (3) 業務内容 別紙『船橋市生物多様性地域戦略策定支援業務仕様書』による
- (4) 業務履行期間 契約日から令和9年3月31日まで

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

本業務については、豊富な経験と専門的な技術や知識を踏まえた提案のもと、より確実な業務執行体制をとることができる事業者を選定するため、価格のみの競争による事業者選定が必ずしも有利であるとは限らないことから、プロポーザル方式を採用する。

4. プロポーザル方式の方法及び理由

生物多様性地域戦略策定支援業務の実績を有する事業者が複数者おり、広く提案を受けなければならないことから公募型とする。

5. 事業スケジュール

- (1) 公募開始 令和6年 4月19日
- (2) 質問書の受付締切 令和6年 5月 2日
- (3) 質問書に対する回答 令和6年 5月10日
- (4) 参加申込書の受付締切 令和6年 5月21日
- (5) 参加資格確認結果通知 令和6年 5月24日
- (6) 提案書等の受付締切 令和6年 6月10日
- (7) 第1次審査(書類審査) 令和6年 6月13日～19日
※第1次審査では、第2次審査の対象とする参加事業者を選定する。
- (8) 第1次審査結果通知 令和6年 6月24日
- (9) 第2次審査(面接審査) 令和6年 7月 3日

※詳細は第2次審査対象の事業者へ別途通知する。

(10) 評価結果通知 令和6年 7月 9日

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の全てに該当する者であること。

- (1) 本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。また、再委託や技術協力を得る事業者も同様とする。
- (3) 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本業務委託の円滑な進捗を図るため、技術士法施行規則第2条に規定する環境部門（選択科目：自然環境保全）の技術士を主任技術者として選任し、業務を十分に掌握できること。
- (5) 過去10年以内に、自治体の自然環境調査及び生物多様性地域戦略の策定支援業務（その一部を生物多様性地域戦略として見なす他計画の策定支援業務含む）について、元請として実績があること。

7. 質問及び回答

(1) 質問

①質問方法 電子メールにて質問書(別紙様式1)を事務局あてに送付すること。

mail:kankyoseisaku@city.funabashi.lg.jp

※送付した際は、事務局(047-436-2454)に電話し到着確認をすること。

※評価等に影響を及ぼすおそれがある質問(参加事業者数・参加事業者名・評価委員等)についての質問は受付けない。

②質問期間 令和6年4月19日から令和6年5月2日16時まで

(2) 質問への回答

①回答方法

市ホームページに掲載する。

URL:<https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyounyusatsu/001/p125608.html>

②回答日 令和6年5月10日16時頃

8. 参加申し込み方法

(1) 参加申し込み方法

参加申込書（別紙様式2）、会社経歴書（別紙様式3）、主任技術者配置届（別紙様式4）に必要事項を記入し、契約実績を証明する書類（契約書・仕様書等）、事業者の概要が確認できる書類（パンフレット等）、主任技術者の資格を証明する書類の写しを添付のうえ持参し提出すること。

① 提出期限 令和6年5月21日16時まで

② 提出場所 船橋市湊町2-10-25 船橋市役所本庁舎4階 環境政策課

（2）参加資格の確認について

参加資格の確認結果については、令和6年5月24日に、参加資格要件確認結果通知書により通知する。

9. 提案限度額

¥50,699,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※令和6年度事業は¥6,985,000円（消費税及び地方消費税を含む）、
令和7年度事業は¥30,635,000円（消費税及び地方消費税を含む）、
令和8年度事業は¥13,079,000円（消費税及び地方消費税を含む）
として予定している。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

10. 評価方法及び評価基準

本プロポーザルについては、船橋市生物多様性地域戦略策定支援業務事業者評価委員会が、「船橋市生物多様性地域戦略策定支援業務事業者評価基準」に基づき、総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

※詳細は別添「船橋市生物多様性地域戦略策定支援業務事業者評価基準」参照

11. 提案書の提出

提案書類及び提出方法は次のとおりとする。

（1）提出部数

①技術提案書（別紙様式5、別紙様式6等） 15部

※正本として代表者印もしくは年間代理人の使用印を押印したものを1部、正本の写しを1部、副本として13部提出すること。なお、副本については会社名がわからないようにし（マスキング）、代表者印もしくは年間代理人の使用印の押印もしないこと。

②見積書 1部

(2) 提出書類

①技術提案書

- 1) 様式 5 技術提案書（鑑）【A 4 タテ】
- 2) 様式 6-1 業務実施体制【A 4 タテ】
- 3) 様式 6-2 予定技術者の経歴等（主任技術者）【A 4 タテ】
- 4) 様式 6-3 予定技術者の経歴等（担当技術者）【A 4 タテ】
- 5) 様式 6-4 業務の実施方針【A 4 タテ、4 ページまで】
- 6) 様式 6-5 業務の実施手法【A 4 タテ、2 ページまで】
- 7) 様式 6-6 特定テーマ 1【A 4 タテ、1 ページ】
- 8) 様式 6-7 特定テーマ 2【A 4 タテ、1 ページ】
- 9) 様式 6-8 特定テーマ 3【A 4 タテ、1 ページ】
- 10) 自由様式 業務スケジュール【A 3 ヨコ、1 ページ】

※別添の仕様書 P7 において、受注者に提案を求めている専門調査・市民調査の調査地域数について提案がある場合においては、5) 様式 6-4、6) 様式 6-5、7) 様式 6-6 のいずれかで記載すること。

②見積書（任意様式）

※別添の仕様書に基づき、業務遂行に必要となる全ての実施項目及び経費を見積もること。

※内訳として、令和 6 年度、7 年度、8 年度の年度額を記載すること。

※ 9. 提案限度額で示した金額を超えて提案することはできない。

この提案限度額を超えて提案を行った場合は失格とする。

(3) 提出書類作成上の基本事項

- ① 提案書の見やすさを確保した上で、可能な限り両面印刷する。
- ② 使用する文字は 10.5 ポイント以上とする。
- ③ 提案は基本的な考えについて、文章を中心に簡潔に記載する。
- ④ 提出した書類の訂正・差し替えは認めない。
- ⑤ 業務内容は別添仕様書のとおりとする。
- ⑥ 提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由等により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、発注者の承諾を得なければならない。

(4) 提出方法

提出方法は持参とする。

提出場所 船橋市湊町 2-10-25 船橋市役所本庁舎 4 階 環境政策課

(5) 提出期限

令和6年6月10日16時まで

(6) その他

① 応募書類の返却について

提出された技術提案書等については、審査終了後も返却しない。

② 著作権に関する考えについて

技術提案書等に関する著作権については、提案各社に帰属するものとする。ただし、受託候補者として特定された技術提案書及び委託成果品等の著作権については、本市に帰属するものとする。

③ 技術提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。

④ 審査を途中辞退する場合、すみやかに不参加届（様式任意）を提出すること。

1.2. 第1次審査（書類審査）

第1次審査として、1.1.（2）で提出された提案書等について書類審査を実施し、第2次審査の対象となる事業者を選定する。第1次審査合格者は、第1次審査配点合計の2分の1以上を取得した事業者のうち、上位5者以内とする。

審査結果については、参加者全員に文書で通知する。また、第2次審査（プレゼンテーション）を実施する日時、場所については、第1次審査合格者に併せて通知する。なお、第1次審査終了時点においては、採点結果の公表には応じない。

1.3. 第2次審査（面接審査）

(1) 出席者

1者5名以内とする。

(2) 実施方法

プレゼンテーションは本業務を受託した際に担当する予定の者が行うこと。説明は事前に提出した提案書に基づき実施すること。自前のパソコンを、プロジェクターを介してスクリーンに投影して説明することができる。

(3) 実施時間

1提案者あたりの持ち時間は45分以内とする。

持ち時間にはプレゼンテーション(30分程度)、ヒアリング(質疑応答)(15分程度)のほか、設営、撤去の時間を含める。

(4) 貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、参加事業者の負担において用意すること。

(5) 留意事項

プレゼンテーションは評価委員に社名を伏せた状態で行うため、社名や製品名等、社名を直接特定できる情報を含まないよう配慮すること。

1 4. 評価結果の通知について

評価結果は評価結果通知書により、プロポーザル参加者全員に通知する。

1 5. 結果の公表及び方法

審査結果の公表は、市ホームページに公表する。公表する項目は、評価項目・点数配分・参加事業者名・採点結果とする。

ただし、受託候補者及び次順位者以外の参加事業者と採点結果は対応させない。(参加者が2者の場合にあつては受託候補者と採点結果のみ、参加者が3者の場合にあつては、受託候補者・次順位者と採点結果のみ公表し、参加者名は公表しない。)

(参考) 公表の方法

	1位	2位	3位	4位以下
1者参加の場合	業者名・採点結果			
2者参加の場合	業者名・採点結果	採点結果のみ		
3者参加の場合	業者名・採点結果	業者名・採点結果	採点結果のみ	
4者以上参加の場合	業者名・採点結果	業者名・採点結果	業者名・採点結果を対応させずに公表	

1 6. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案限度額を超えた見積を提出した場合
- (4) 申し込みから契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合
- (5) 特段の事情がなく、プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
- (7) その他評価委員会又は市が不適格と認めた場合

1 7. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届を提案書等の提出締切日までに提出すること。なお、様式については、辞退の意向が示された時に提示する。

18. その他留意事項

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて事業者負担とする。
- ②プレゼンテーションの際に提案書に記載されていない事項があった場合には、追加提案として書類の提出を求める場合がある。
- ③受託候補者と特定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、協議により仕様を確定させた後、同者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- ④協議が整わなかった場合、もしくは受託候補者が特別な事情等により契約を辞退した場合には、次順位者と協議することがある。
- ⑤参加事業者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。
- ⑥本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

19. 事務局

船橋市役所 環境部環境政策課
担当者 永田、麻山
電話番号 047-436-2454
FAX 番号 047-436-2487
Mail kankyoseisaku@city.funabashi.lg.jp

附則

（施行日）

この要領は、令和6年4月19日から施行する。

（失効日）

この要領は、契約日をもって、その効力を失う。